

静岡県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月3日

静岡県監査委員 森 裕  
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文  
静岡県監査委員 鈴 木 澄 美  
静岡県監査委員 佐 地 茂 人

第1 監査の概要

令和4年11月29日に随時に実施した監査である。

施工中に現地確認が必要な工事について、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査を実施した。

第2 随時監査の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

【本庁】

(1) 警察本部〔総務部施設課〕

ア 監査実施日 令和4年11月29日

イ 監査結果

(7) 財務監査 意見 警察施設における設計、工事段階での安全対策の徹底

(別表) 監査結果の概要

【本庁】

監査箇所	区分	概要	
警察本部総務部 施設課	意見	件名	警察施設における設計、工事段階での安全対策の徹底
		内容	浜松西警察署敷地内の射撃場で、訓練中に発射されたとみられる射撃弾が外壁を貫通する事故が発生しました。 警察本部では、原因として、バックストップによる防弾カバーの範囲が十分でなかったこと、鉄筋コンクリート造となっていなかったことが判明しており、施設の設計、計画等の各段階において関係者間の情報共有が十分でなかったことが背景にあるとしています。 現在、移転建替え中の大仁警察署において、県内3か所目となる射撃場を建設中ではありますが、二度とこのような事故が起こらないよう、浜松西警察署の射撃場とともに、安全が十分に確保された施設にしてください。 さらに、今回の事故を教訓として、今後の警察施設の整備においても、県民が安全、安心な生活を実感できるような施設となるように設計、工事を実施してください。